

「休日確保評価型」試行工事における労務単価等の補正

- 労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設费率、現場管理费率について補正係数を乗じて予定価格を作成する。
- 4週8休以上の達成が確認出来なかった場合は、当初積算時の補正分を減額変更する。
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理费率の補正は、適用した積算基準の間接工事费率による。

適用積算基準別 経費補正一覧

適用積算基準	経費補正係数 1.05	労務単価 1.04	機械経費(賃料) 1.04	共通仮設费率 現場管理费率
港湾土木請負工事積算基準	○	○	○	○ 共通仮設费率1.02 現場管理费率1.03
土木工事積算基準	○	○	○	○ 共通仮設费率1.04 現場管理费率1.06
空港請負工事積算基準	○	○	○	○ 共通仮設费率1.03 現場管理费率1.04

【補足事項】

令和4年4月1日以降に公告を行う試行工事より適用。

積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の、主たる工種の間接工事费率を適用する判断基準は、金額による。

「休日確保評価型」試行工事の評価について

直轄港湾等関係工事の「休日確保評価型」試行工事に適用する評価方法 (R4.4現在)

休日 確保日	評価条件
週休2日	土曜日から金曜日又は月曜日から日曜日までを1週間とし、工事着手日以降最初の土曜日から工事完了日直前の金曜日又は工事着手日以降最初の月曜日から、工事完了日直前の日曜日までのそれぞれの週について、2日以上の閉所日があること
4週8休	起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日まで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日まで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週日の日曜日までおわる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日があること。

※ 閉所日にやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、別日に代休を取得することにより、閉所とみなす。

【休日と閉所について】

- 休日は、「土曜日」「日曜日」「祝休日」「夏期休暇（土曜日、日曜日、祝休日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝休日を含め6日）」とする。
- 休日は、「現場閉所単位」での確認を基本とし、現場特性により受発注者協議のうえ「個人単位」での確認とすることができます。
- 「現場閉所単位」における「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。また、「個人単位」の「休日」の評価は、施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、対象者毎に休日取得状況を確認する。

【休日の確認方法】

- 工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、「現場閉所単位」においては前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載した「週間工程表」を、「個人単位」においては技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を発注者に提出し、休日を確認する。
- 閉所日に品質確保や安全確保にかかる軽微な作業、地域行事等^(※3)によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」または「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載する。また、当該出勤者の出勤日について「週休2日」、「4週8休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。
- 各休日の評価に関する確認方法の詳細については、別添を参照。

※ ○品質確保や安全確保に係る軽微な作業の例

　　コンクリートの養生（散水作業）を行う場合、コンクリートの強度確認のみを行う場合、交通誘導員（安全監視船）のみ稼働している場合、灯浮標等の機器点検、ケーソン工事における送気用設備運転のみの稼働の場合、出勤後、天候（気象・海象）により作業できない場合

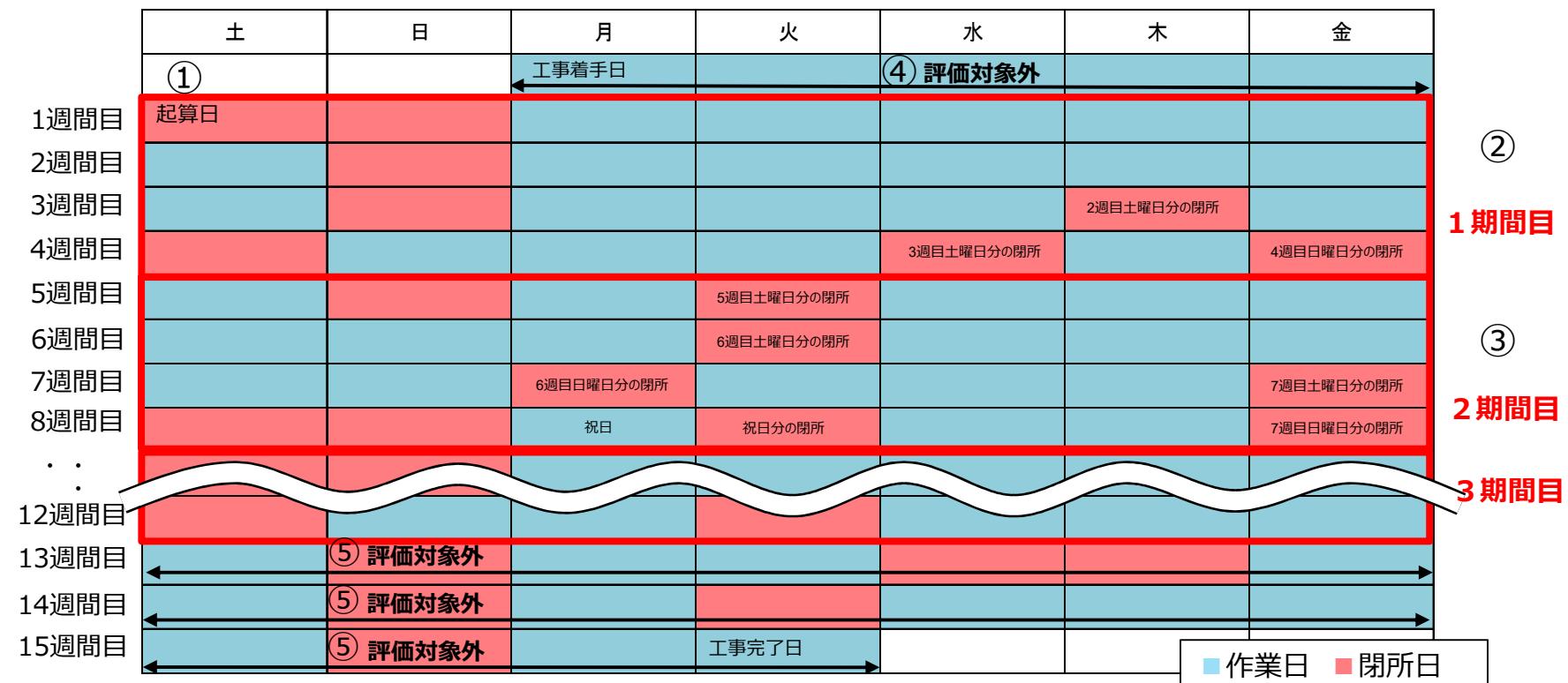
○地域行事、現場見学会の開催の例

　　現場作業周辺の清掃作業、イメージアップ関連作業、現場作業が行われていない時の現場見学会

4週8休の確認方法(土曜日起算)

【別添】 国土交通省

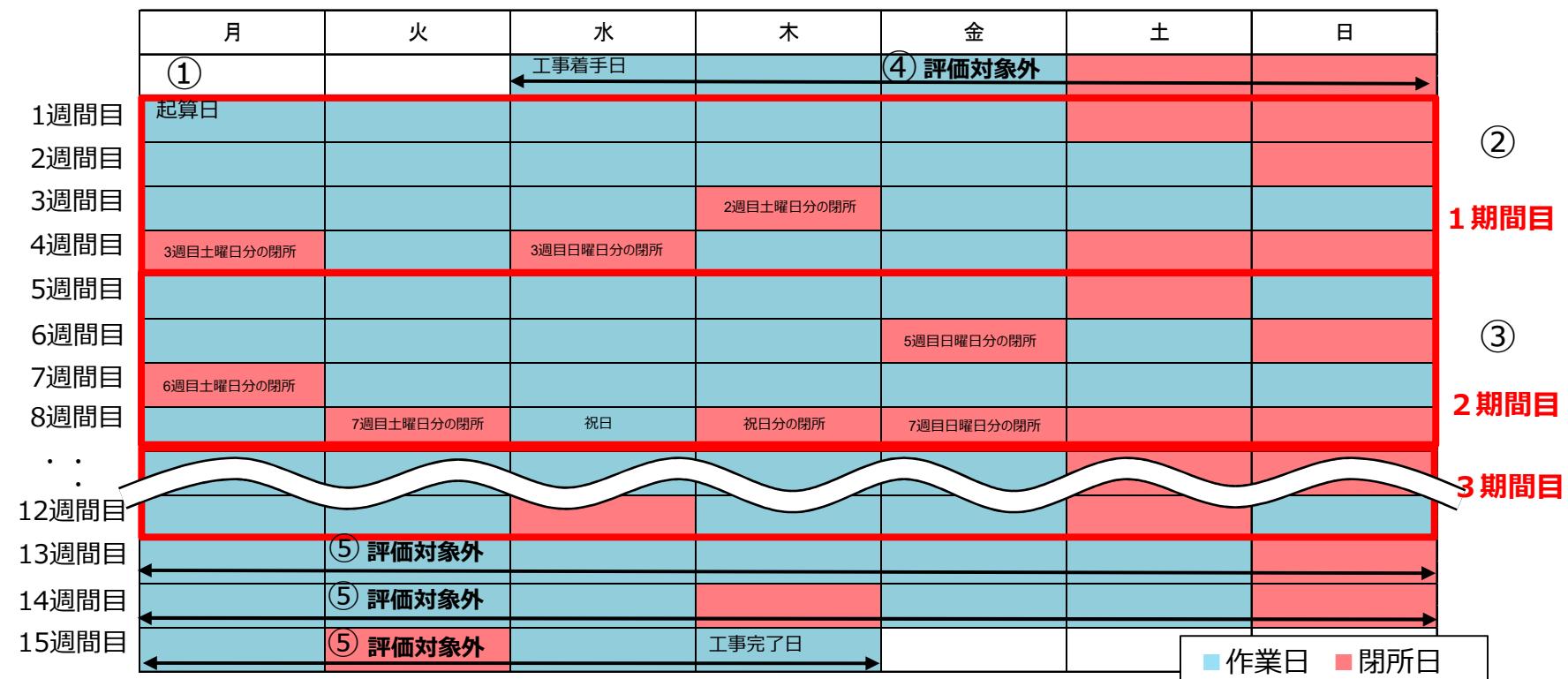
- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。



4週8休の確認方法(月曜日起算)

【別添】 国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以後の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。



「休日確保型」試行工事における市場単価工種の補正

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

		市場単価 補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05

		市場単価 補正係数
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
	異形ブロック製作 コンクリート打設	1.05
	異形ブロック製作 給熱養生	1.04

労務単価の補正

①労務単価(補正前)

= 所定内労働に対する賃金 + 割増賃金

= 労務単価 × (1 + K × 割増すべき時間数) ※整数1位四捨五入

②労務単価(補正後)

= 労務単価 × (1 + K × 割増すべき時間数) × 週休2日の補正係数 [1.05] ※整数1位四捨五入

市場単価の補正

①市場単価(補正前) = 標準単価 × (1 + 施工規模等補正係数) ※小数1位切り捨て

②市場単価(補正後) = ①施工規模等補正後単価 × 休日確保補正係数 ※小数1位切り捨て

機械経費(賃料)の補正

①機械経費(賃料)(補正前)

= 標準単価 × (1 + 長期割引率等) ※有効数字3桁(4桁目切り捨て)

②機械経費(賃料)(補正後)

= ①長期割引率等補正後単価 × 休日確保補正係数 [1.04] ※有効数字3桁(4桁目四捨五入)

休日を確保した工事の労務単価等の補正について



国土交通省

間接工事費の補正

(1) 共通仮設費率

①共通仮設費率(補正前)は、現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率とする。

共通仮設費率(補正前)の式

$$K_r = a \cdot P^b \quad \text{※小数3位四捨五入}$$

ただし、

K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 共通仮設費率の算出対象額 (円)

a、b : 定数值

②共通仮設費率（週休2日の補正後）

②共通仮設費率（週休2日の補正後）

$$= \{ \text{①共通仮設費率(補正前)} \times \text{海上輸送に要する補正係数} + \text{施工地域・工事場所による補正值} \} \\ \times \text{週休2日の補正係数 [1.02]}$$

※ { } は小数3位四捨五入。その後、全体を小数3位四捨五入。

③共通仮設費率（労務者確保（被災地）及び週休2日の補正後）

③共通仮設費率（労務者確保（被災地）及び週休2日の補正後）

$$= \{ \text{①共通仮設費率(補正前)} \times \text{海上輸送に要する補正係数} + \text{施工地域・工事場所による補正} \} \\ \times \text{週休2日の補正係数 [1.02]} \times \text{労務者確保補正(被災地補正)}$$

※ { } は小数3位四捨五入。その後、全体を小数3位四捨五入。

休日を確保した工事の労務単価等の補正について



国土交通省

(2) 現場管理費率

①現場管理費率(補正前)現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率(補正前)の式

$$J_o = a \cdot Np^b \quad \text{※小数3位四捨五入}$$

ただし、

J_o : 現場管理費率 (%)

Np : 純工事費 (円)

a、b : 定数値

②現場管理費率(週休2日の補正後)

②現場管理費率(週休2日の補正後)

$$= \{ \text{①現場管理費率(補正前)} + \text{施工時期・工事期間等による補正值(熱中症補正を含む)} \\ + \text{施工地域・工事場所による補正值} \} \times \text{週休2日の補正係数 [1.03]}$$

※小数3位四捨五入

③現場管理費率(労務者確保(被災地)及び週休2日の補正後)

③現場管理費率(労務者確保(被災地)及び週休2日の補正後)

$$= \{ \text{①現場管理費率(補正前)} + \text{施工時期・工事期間等による補正值(熱中症補正を含む)} \\ + \text{施工地域・工事場所による補正值} \} \times \text{週休2日の補正係数 [1.03]} \times \text{労務者確保補正(被災地補正)}$$

※小数3位四捨五入